

寒川町告示第67号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、町道路線区域の一部を変更する。

なお、本変更は、乗降場整備により歩道の一部区間を道路区域から除外するものである。

その関係図面は、寒川町都市建設部道路課において、令和8年7月2日から令和8年7月16日まで縦覧に供する。

変更前

道路の 種類	路 線 番 号	路 線 名	起 終 点 点	幅員 (m)	延長 (m)
町道	05015	岡田一之宮 15号線	一之宮一丁目 224番 地先 一之宮三丁目 2459番 5地先	2.50 16.40	754.10

変更後

道路の 種類	路 線 番 号	路 線 名	起 終 点 点	幅員 (m)	延長 (m)
町道	05015	岡田一之宮 15号線	一之宮一丁目 224番 地先 一之宮三丁目 2459番 5地先	2.50 15.20	754.10

令和8年7月2日

寒川町長 木 村 俊 雄